

LPガス災害対策 要綱・マニュアル



一般社団法人三重県LPガス協会
災害対策等委員会

2015年 4月 1日 改訂版

2020年10月 2日 改訂版

あいさつ

この要綱は、阪神淡路大震災の後、1997年石井惣司元協会長時に作成され、さらに2011年3月11日に予想もしなかった東日本大震災の惨禍に遭遇して国民の防災意識の高まりの中、藤岡傳前協会長のもと三重県地域防災計画の見直しも加え作成されました。自然災害が多発する現在、政府もLPGを緊急時に役立つエネルギーとして、ライフラインとしての重要性を再認識しています。

現在、私たちは三重県防災会議や三重県総合図上訓練にライフライン団体として参画し、県民生活を支えるエネルギーを供給する使命を改めて認識しています。

過去の教訓を踏まえ、会員の総合力で災害対策に取り組み「自助」「共助」「公助」の有機的な連携を行い、県民の生命、財産やわが町を守ろうというのが基本的な考え方です。本協会といたしまして防災、減災を目指す対策や災害発生時の緊急対応活動や訓練を重ねています。

今回、三重県LPG協会の60周年事業の一環として、近々に発生が予測されている南海トラフにおける大規模地震対策も取り込み、さらに見直しを重ねて整備した三重県LPG協会「LPG災害対策要綱・マニュアル」を会員の皆様に配布させていただきます。

今後も、国、三重県地域防災計画、LPG業界指針、中部地区LPGガス連合会の方針との整合性をはかりながらさらに防災、減災活動の強化を推進してまいります。

会員の皆様のご協力を今後とも宜しくお願い申し上げます。

2020年9月12日

一般社団法人三重県LPG協会
代表理事（会長） 中井 茂平

目 次

三重県LPガス災害対策要綱

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)	・ ・ ・	1
第 2 条 (災害対策要綱の適用範囲)	・ ・ ・	1
第 3 条 (用語の定義)	・ ・ ・	1 - 3

第 2 章 組 織

第 4 条 (対策本部の設置)	・ ・ ・	4
第 5 条 (対策本部の組織)	・ ・ ・	4
第 6 条 (現地災害対策本部の設置)	・ ・ ・	4 - 5

第 3 章 職 務

第 7 条 (防災、減災対策)	・ ・ ・	6
第 8 条 (対策本部の職務)	・ ・ ・	6 - 7
第 9 条 (復旧時における対策本部の職務)	・ ・ ・	7
第 10 条 (現地対策本部の職務)	・ ・ ・	7

第 4 章 会 議

第 11 条 (対策本部会議)	・ ・ ・	8
第 12 条 (現地対策本部会議)	・ ・ ・	8

第 5 章	協議会会長の役割		
	第 1 3 条	(現地対策本部の設置場所)	9
	第 1 4 条	(警戒宣言が発令された時)	9
	第 1 5 条	(災害が発生した時)	10-11
第 6 章	解 散		
	第 1 6 条	(対策本部の解散)	11
第 7 章	雑 則		
	第 1 7 条		11
	第 1 8 条		11
	附 則		11
	三重県LPガス災害対策本部組織図		12
	対策本部構成員		13
	対策本部等の設置基準		15-16
	販売店の出動の基準		17
	復旧資材等の経費負担		17

L P ガ ス 災 害 対 策 マ ニ ュ ア ル

1	災害対策としての日常業務	. . .	1
2	災害に有効な設備対策	. . .	2
3	災害発生後の事業の対応	. . .	2
4	緊急対応	. . .	3－4
5	応急点検	. . .	4－5
6	復旧措置	. . .	5
7	災害状況報告	. . .	6－7
8	大規模災害時における相互応援	. . .	8
9	避難所等の情報の確認等	. . .	8
10	資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認	. . .	8
資 料			
様式 1	L P ガス関係 被災状況報告書【県協会⇒全L協】	. . .	9、11
様式 2	L P ガス関係 被災状況報告書【販売店⇒地域協議会】	. . .	13－19
様式 3	L P ガス関係 被災状況報告書【地域協議会⇒協会】	. . .	21－27
資料 1	市町別L P ガス消費者軒数 調査結果	. . .	29
様式 4	中核充填所 被災状況報告書	. . .	31
様式 5	第四地域 中核充填所 被災状況報告書	. . .	33
様式 6	一般充填所 被災状況報告書	. . .	35
様式 7	行政機関への連絡用文書	. . .	37
様式 8	安全点検票	. . .	39
様式 9	消費者への設備改善のお願い	. . .	41

災 害 時 相 互 応 援 ル ー ル

第 1 条	(趣旨)	・ ・ ・	1
第 2 条	(応援の内容)	・ ・ ・	1
第 3 条	(応援要請の手続)	・ ・ ・	2
第 4 条	(情報交換)	・ ・ ・	2
第 5 条	(訓練参加)	・ ・ ・	2
第 6 条	(防災体制の強化策)	・ ・ ・	3
第 7 条	(補則)	・ ・ ・	3
	応援者の心構え	・ ・ ・	5
	応援者が持参する物資等	・ ・ ・	6
	資 料		
様式 1 0	災害応援者受付表 県内用	・ ・ ・	7
様式 1 1	災害応援者受付表 県外用	・ ・ ・	9

流出容器等処理要綱

I	総則		
	第 1 条	目的	1
	第 2 条	事務局	1
	第 3 条	用語の定義	1-2
II	回収及び処理		
	第 4 条	会員の責務	3
	第 5 条	通報	3
	第 6 条	回収	3
	第 7 条	処理	4
	第 8 条	引渡し	4
	第 9 条	保管	4
	第 10 条	屑化	5
III	その他		
	第 11 条	業務の推進体制	5
	第 12 条	施行期日	5
	資料		
	様式 1 2	流失容器等通報記録書	7
	様式 1 3	容器保管報告書	9
	様式 1 4	回収容器引取通知書	11
	様式 1 5	容器譲渡書	13
	様式 1 6	容器屑化依頼書	15

その他資料

資料	2	消費者への注意喚起	・ ・ ・	1
資料	3	災害後のLPガス再開についての注意喚起	・ ・ ・	3

緊急通行車両等事前届出に係る書類提出書

別記	緊急通行車両等事前届出に係る書類提出書	・ ・ ・	5
	(様式 第1) 届出書	・ ・ ・	7
	(様式 第2) 届出一覧表	・ ・ ・	9

付 録

中核充填所名簿	・ ・ ・	11
中核充填所配置図	・ ・ ・	12

以上

感 染 症 対 策 実 施 マ ニ ュ ア ル

1.	感染症の感染対策・感染拡大対策について	・ ・ ・	1
2.	具体的な感染防止策、感染拡大防止策	・ ・ ・	2
3.	健康管理用品等の備蓄	・ ・ ・	2
4.	対策本部の設置	・ ・ ・	3
5.	感染被害状況の報告	・ ・ ・	3
6.	危機管理体制の整備	・ ・ ・	4
7.	感染症対策ガイドラインについて	・ ・ ・	4

資 料

三重県LPガス協会	感染症対策ガイドライン		5-11
様式 1	感染者報告書【販売店⇒県協会】	・ ・ ・	13-15
様式 2	感染者報告書【県協会⇒全L協】	・ ・ ・	17

※2020年10月2日 策定

関 係 団 体 等 連 絡 先 一 覧

1.	関係官公庁等 — 経済産業省 地方支分部局	・ ・ ・	1
2.	関係官公庁等 — 県機関	・ ・ ・	1 - 2
3.	関係官公庁等 — 市町名	・ ・ ・	2 - 3
4.	関係団体（L P ガス等）	・ ・ ・	4 - 6
5.	関係団体（その他）	・ ・ ・	6
6.	業界新聞社	・ ・ ・	7
7.	メモ帳	・ ・ ・	*****

三重県 L P ガス 災害 対策 要 綱

一般社団法人三重県 L P ガス協会

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、通常時の防災、減災活動の指針、又、三重県内に地震災害及び風水害等の自然災害などによる重大な災害の発生、又は警戒宣言が発令された場合における緊急時の L P ガスの保安の確保、安定供給と復旧対応に万全を期し、もって公共の信頼に応えることを目的とする。

(災害対策要綱の適用範囲)

第 2 条 この災害対策要綱の適用範囲は次の通りとする。

- (1) 本対策要綱は、三重県内の災害に対して一般社団法人三重県 L P ガス協会が対応する場合に適用します。
- (2) L P ガス、ガス設備の災害対策基本法に定める災害からの予防措置、二次災害防止措置、災害発生時の緊急時対策、復旧活動に適用します。

(用語の定義)

第 3 条 本災害対策要綱、関係諸規定における各用語の定義は次のとおりとする。

- ① 協 会 : 一般社団法人三重県 L P ガス協会をいう。
- ② 協 会 長 : 一般社団法人三重県 L P ガス協会の長をいう。
- ③ 災 害 対 策 本 部 : 災害時に一般社団法人三重県 L P ガス協会がしかるべき手続きを経て立ちあげる災害対策本部をいう。
- ④ 現 地 対 策 本 部 : 災害現地にて地域協議会の会長が立ちあげる災害対策本部をいう。

- ⑤ 地域協議会 : 三重県内の各市町、地域を単位にしたL P ガス販売店によって構成される会をいう。
- ⑥ 卸売協議会 : 卸販売を営み、県下広域業態で協力関係組織、三重県L P ガス卸売協議会をいう。
- ⑦ スタンド協議会 : オートガス販売を営み、県下広域業態で協力関係組織、三重県L P ガススタンド協議会をいう。
- ⑧ バルク協議会 : バルクシステムによる販売を営み、県下広域業態組織であり、協力関係組織、三重県L P ガスバルク協議会をいう。
- ⑨ 中核充填所 : 大規模災害時、L P ガスを安定供給するために体制を構築した充填所をいう。
国から設備導入費用等に関して補助を受け体制整備し、一定の役割・義務を負うL P ガス充填所。三重県では、11カ所。
- ⑩ 一般充填所 : 中核充填所以外のL P ガス充填所をいう。
- ⑪ 地震警戒宣言 : 大規模地震対策特別措置法による南海トラフ地震の「警戒宣言」をいう。
- ⑫ 防災、減災措置 : 防災とは、災害から生命、財産、公共財を守る措置。減災とは災害が発生してもその被害を最低限に抑えられるように事前に対応する措置をいう。
- ⑬ 緊急時 : 災害が発生し人命救助、救急の72時間を目途に二次災害を防止し、被災者の生活をとりあえず救済しなければいけない状況をいう。
- ⑭ 復旧時 : 災害の拡大が防止でき被害の全容があきらかとなり、復旧計画が策定され、その計画のもと、被災者（避難者）の生活対応ができるまでの間をいう。
- ⑮ 復興時 : 復旧後、被災した地域が災害以前の姿、生活が出来るようにあらためて都市計画等を定めてその計画が実施されている間をいう。

- ⑯ 供給設備 : 液石法で定めたLPガスの供給の為の設備をいう。
- ⑰ 消費設備 : 液石法で定めたLPガスを使用する為のガスメーター以降のガス設備をいう。
- ⑱ ガス機器 : LPガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、LPガス機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- ⑲ ガス工事 : LPガスを使用する為に、消費者から申し込みを受けLPガス事業者が資格のある者（工事業者）に行わせるガス供給設備、消費設備の工事をいう。

(対策本部の設置)

第 4 条 本要綱の目的達成のため、別に定める災害対策設置基準に基づき災害対策本部を設置する。

但し、協会建物が被災又は事務職員に危害が及ぶ場合、協会長の指定する場所に設置する。

2 . 協会長が事故又は欠員の時は災害対策担当の副会長が、同担当の副会長が欠員の時は保安担当の副会長、もしくは連絡可能な副会長が災害対策本部を設置する。

3 . 対策本部を設置したときは、経済産業省中部経済産業局、中部近畿保安監督部、三重県並びに警察、消防等の関係機関、団体に報告する。

(対策本部の組織)

第 5 条 対策本部は、本部長、副本部長、並びに協会職員をもって構成する。

2 . 本部長は協会長があたり業務を統括する。

3 . 副本部長は副会長があたり、本部長を補佐し、本部長が事故又は欠員のときは上記第 4 条 2 によりその職務を代行する。

4 . 本部事務局は協会事務局があたり、本部長の命を受けその職務を遂行する。

5 . 協会長は、災害の規模に応じて被災していない地域協議会、卸売協議会、スタンド協議会等関係諸団体に本部構成員の増員要請を行う事ができる。

(現地災害対策本部の設置)

第 6 条 本部長は災害対策を円滑に実施するため、地域協議会と連携して局地的に甚大な被害を受けた地域に現地対策本部を必要に応じ設置することができる。

- 2 . 現地対策本部は被災地の地域協議会の役員で構成する。
- 3 . 現地対策本部長は被災地の地域協議会長が当たる。
- 4 . 現地対策本部の組織、職務については現地対策本部長に一任する。

(防災、減災対策)

第 7 条 協会は、通常業務において防災、減災対策を会員販売店、一般消費者に対して行う。

- (1) 一般消費者への防災、減災対策の実施、P R (緊急時のメータコック閉止、マイコン復旧操作等のP R、避難所の屋外ガス栓の設置)
- (2) 会員販売店へのL P ガス供給設備の固定、容器転倒防止チェーンの徹底
- (3) 国、県が行う法に基づく訓練への参加並びに協会自主訓練の企画、実行
- (4) その他、国、県による法律、条例、指示、指導にもとづく対策のP R実施

(対策本部の職務)

第 8 条 緊急時における対策本部の職務は次のとおりとする。

- (1) 各地域協議会の会員、一般消費者の被害状況の収集、分析、伝達、報告
- (2) 各中核充填所における機能の確認と被災地支援の依頼
- (3) 各一般充填所における機能の確認
- (4) 具体的な被災地L P ガス緊急時支援、応援対策の策定と実施 (以降、9条に継続する職務)
- (5) 三重県災害対策本部との連携、国、各関係行政機関への連絡業務
- (6) 現地対策本部の設置と連絡調整
- (7) 二次災害防止のための広報活動
- (8) マスコミに対する広報活動
- (9) 電話相談窓口の設置

- (1 0) その他必要な事項

(復旧時における対策本部の職務)

第 9 条 復旧時における対策本部の職務は次のとおりとする。

- (1) 具体的な被災地 L P ガス復旧計画の策定と実施
- (2) L P ガス緊急支援物資等の支援要請
- (3) 卸売協議会（配送センター）、バルク協議会等への協力要請
- (4) 県内、県外からの応援の調整（緊急出動人員及び車両の確保）
- (5) 中部地区 L P ガス連合会を通じた中核充填所への国家備蓄 L P ガスや輸入元売 L P ガスの受け入れ調整

(現地対策本部の職務)

第 1 0 条 現地対策本部の職務は次のとおりとする。

- (1) 各会員販売店からの自店、一般消費者の被害状況の収集、本部への報告
- (2) 二次災害防止のため広報活動
- (3) 緊急出動人員及び車両の確保
- (4) 応援の支援要請と避難所の場所情報、道路情報の提供
- (5) L P ガス緊急支援物資等の支援要請
- (6) その他必要な事項

(対策本部会議)

第 1 1 条 本部長は災害復旧対策等重要事項を協議するため、必要に応じて対策本部会議を招集する。

2 . 本部長は必要に応じて業界内応援者や学識経験者等を参加させることができる。

3 . 本部長は緊急に要する災害復旧対策等が生じた場合には、本部長の権限により当該災害復旧対策等を実施することができる。

(現地対策本部会議)

第 1 2 条 現地災害本部長は本部長の命により又は必要に応じ現地対策本部会議を招集する。

2 . 現地対策本部長は必要に応じ業界内応援者や学識経験を参加させることができる。

第 5 章 協議会会長の役割

(現地対策本部の設置場所)

第 1 3 条 地域協議会会長は、あらかじめ災害復旧又は支援のため現地対策本部の設置場所を定めておくものとする。

(警戒宣言が発令された時)

第 1 4 条 地域協議会会長は、二次災害防止のため次の事前準備をするものとする。

- (1) 出動可能人員及び車両の把握
- (2) 燃料の確保、備蓄
- (3) 災害支援物資の在庫数確認
- (4) 復旧資材の確保
- (5) 地震発生時の事故防止事項の啓蒙、広報活動

(災害が発生した時)

第 1 5 条 被災地の地域協議会会長は、二次災害防止及び災害復旧のため次の対策を行うものとする。

- (1) 会員 販売店及び一般消費者等の被害状況の収集
- (2) 二次災害防止のための出動要員の確保
- (3) 復旧活動のための人員、燃料の確保
- (4) 避難所、病院等緊急度の高い場所への L P ガス供給体制
- (5) カセットボンベ等使用済ガス容器の回収方法について関係行政機関に広報を依頼する。

- (6) 相談窓口を設置する。
- 2 . 被災地以外の地域協議会会長は対策本部長の命により次の職務を遂行する。
 - (1) 対策本部からの情報を地域協議会会員への伝達業務
 - (2) L P ガス設備災害復旧支援要員の派遣調整業務
 - (3) L P ガス緊急支援物資の調達業務
 - (4) その他対策本部長から指示のある業務
 - (5) 被災地応援者の後方支援業務
- 3 . 被災地におけるL P ガスの供給者異動について、緊急時、復興時のL P ガスの供給については次の通りとする。
 - (1) 緊急時に三重県L P ガス協会、被災地地域協議会経由にて供給したL P ガスの納入は、地域協議会が定める販売店の納入とする。
 - (2) L P ガス事業者は、被災地のL P ガス事業者が被災によりL P ガスの安定供給ができないなどの災害による混乱に乗じて、利用者に対して、L P ガス事業者の切り替えを勧誘する等の営業活動を行う事を控えるものとする。
 - (3) L P ガス事業者は、被災したL P ガス事業者に代わってL P ガスの供給を行うときは、利用者に対して、被災したL P ガス事業者がL P ガスの安定供給を再開したときには利用者の選択により同事業者からの供給を再び受けることができる旨を説明するよう努めるものとする。
 - (4) 被災地における災害発生によるL P ガス事業者の変更に伴うガス料金等の精算については、L P ガス事業者間で協議の上、利用者の承諾を得て決定する。

第 6 章 解 散

(対策本部の解散)

第 16 条 本部長は予測される災害が終息し、または災害発生時の措置が完了したと認めたときは、経済産業省中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、三重県と協議の上、対策本部を解散する。

2 . 本部長は対策本部を解散したときはブロック対策本部又は現地対策本部並びに各協議会、関係機関に遅滞なく通知する。

第 7 章 雑 則

第 17 条 前各条に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長がその都度定める。

第 18 条 他の都道府県において大規模な災害等が発生し、これを支援する場合においても本要綱を準用する。

附 則 1 この要綱は、1997年4月1日から施行する。

附 則 2 改訂 2015年4月1日 施行する。

附 則 3 2018年9月1日 ブロック災害対策本部構成員 変更

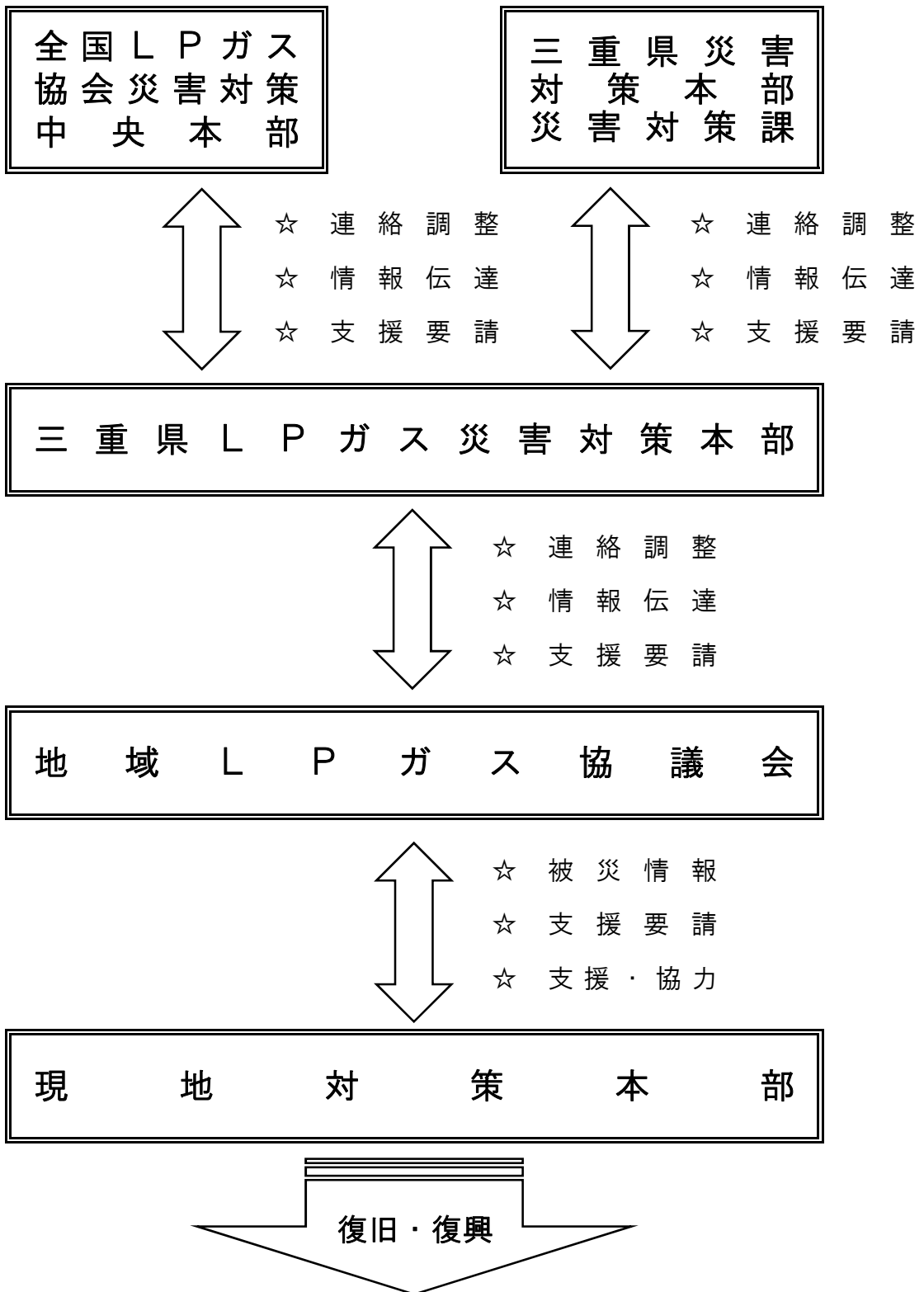
附 則 4 2018年9月1日 中核充填所名簿、配置図 変更

附 則 5 2020年10月2日 用語等 修正

附 則 6 2020年10月2日 ブロック災害対策本部削除

附 則 7 改訂 2020年10月2日 施行する。

三重県LPガス災害対策本部組織図



災 害 対 策 本 部 構 成 員 2020年度

協議会	氏 名	事業者名	電 話 番 号	携 帯 番 号	F A X 番 号
桑名	平野 元章	(有)杉島屋	0594-42-2221	090-3257-9838	0594-42-2575
員弁	鈴木 雅敏	(有)鈴木店 商	0594-76-2399	090-1417-3366	0594-76-3893
菰野	福井 智彦	(有)かご万	059-393-2029	090-7611-3796	059-393-4821
朝明	安藤 榮助	(有)丸広 プロパン	059-365-5335	090-3569-7375	059-365-7671
四日市	矢田 正喜	(有)繁八店 商	059-328-1030	090-3309-3181	059-328-1046
鈴鹿	松井 浩行	三重液化 ガス(株)	059-383-1731	090-9126-1351	059-383-1747
亀山	中島 徹	亀山(有) 瓦斯	0595-82-2338	090-2573-3003	0595-82-9269
伊賀	服部 吉彦	(合)ホーム ショップ服部	0595-21-0078	090-8677-8972	0595-21-2824
津	深田 知己	(株)エネア ーク中部	059-234-6531	080-3695-1704	059-234-8218
松阪	橋爪 清司	橋詰 燃料店	0598-21-1066	090-2136-3912	0598-21-1217
大台	林 佳宏	(有)林商店	0598-85-0013	080-3074-1289	0598-85-0613
伊勢	中村 省三	(有)中伝店 商	0596-43-2439	090-3382-7622	0596-42-1933
鳥羽	中村 岳尚	(有)中村松 兵衛商店	0599-25-2405	090-9026-3489	0599-25-2404
志摩	高橋 洋一	(株)ダイ ンセ	0599-43-1535	090-8950-3736	0599-43-3869
紀北	楠 雅史	第一プロ パン(有)	0997-22-1424	090-8422-2986	0597-22-1425
紀南	芝崎 好規	芝崎 パン	05979-4-1057	090-3307-1674	05979-4-1065

対策本部等設置基準、行動基準等

対策本部等の設置基準等

1. 対策本部の設置

- (1) 地震時 対策本部は震度5強以上の地震が発生したとき又は警戒宣言が発令されたときに設置する。
- (2) 津波時 対策本部は遠距離震源による大津波の到来が予測される場合、気象庁の発表の災害規模に応じて設置する。(1.5M以上の津波の到来が予測される場合等)
- (3) 風水害等 気象庁が発表する特別警報や局地的豪雨により大災害の発生が予測される場合とする。
- (4) 準備指示 上記の災害が予見される場合、協会長又は災害対策等委員長は早期に対策本部設置準備の指示を出すものとする。

2. 現地対策本部の設置

地震により局地的に災害が発生し会員が自力で措置することが困難であると地域協議会会長が認めたときに設置する。

3. 緊急時、復旧時の副会長の役割分担

- 災害対策担当副会長 災害対策委員会(会長補佐、統括)
- 総務担当副会長 被災地被害集計、資材、備品調達
- 需要開発担当副会長 マスコミ、報道、広報対策
- 流通担当副会長 被災地における充填所被害集計、LPG在庫量の把握と中核充填所との連絡連携

保安担当副会長 緊急時の被災地対応、復旧計画の策定、必要資
機材の調達、保安人員の受け入れ調整

- ・ 副会長企業が被災等にて欠員の時は、他の副会長がその任務を兼務する。
- ・ 緊急時には、各副会長の上記担当は役割分担に拘らず適宜、体制が整うまではこれをお互いに補完の上、対応を進める。

販売店の出動の基準

1. 現地対策本部が設置されたとき

販売店は地域協議会会長と連絡をとり必要に応じて集合場所へ出動する。

2. 災害が発生したとき

- (1) 初期出動 二次災害防止のため漏洩ガスの停止
- (2) 二次出動 供給設備、消費設備の点検・修理
- (3) 三次出動 LPガスの供給・点検

復旧資材等の費用負担

1. 地域協議会単位で復旧作業に使用した資材等は、地域協議会からの請求により仕入れ原価を協会が災害復旧積立金の範囲内において支払うものとする。

- ※ 2020年5月1日 1. 対策本部設置 基準の修正
- ※ 2020年5月1日 2. ブロック対策本部の設置 基準の削除
- ※ 改訂 2020年10月2日 施行する。

L P ガス 災 害 対 策 マ ニ ュ ア ル

一般社団法人三重県L P ガス協会

このマニュアルは、一般社団法人三重県L P ガス協会の制定した「L P ガス災害対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものである。

1. 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生時の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- (2) 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図りどのような状況においても速やかに活用できるように心掛ける。また、緊急時には優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておく。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- (4) 通常時から一般消費者等に災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。
 - ア 使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること
 - イ ガス漏洩等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡することを周知すること。
 - ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。
 - エ 非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておく。

2. 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する耐震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施行
- (8) 保安業務用機器及びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

3. 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認

4. 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のことがらを実施する。

(1) 被害状況の確認

次の要領により、LPガス設備の被害状況を確認する。

ア 確認順序

確認は、LPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

(2) 二次災害防止のための措置

ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

イ 広報活動

震度5強以上の地震が発生した地域、又はLPガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章5. 応急点検で定める安全確認によりLPガス設備に異常が無いと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガス使用を中止するよう消費者に要請する。

5. 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給開始に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数のLPガス設備に対して実施する必要があるが、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

(1) 応急点検実施対象施設

前章“4. 緊急対応”で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要が認められた設備及び震度6弱以上の地域及びLPガス設備が冠水した地域のLPガス設備すべてを応急点検の実施対象とする。

(2) 応急点検順位

応急点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

(3) 応急点検事項

応急点検は、原則として以下の要領で実施することとする。

- a ガス漏れ検知器・漏えい検知器・自記圧力計又はマノメータで漏えい検査を実施する。（マイコンメータで出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。）
- b 屋内設備の燃焼器の給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがいないか目視で確認する。
- c 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。

注) 冠水した調整器、マイコンメータ等は必ず交換する。

(4) 周知

応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。

(5) 不在宅への措置

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

6. 復旧措置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

7. 災害状況報告

(1) 災害発生直後の情報収集

協会は、県内で震度5強以上の地震及び風水害等の自然災害などが発生し、被害が甚大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、地域協議会と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早期に行う。

また、県内で自然災害が発生し、L Pガスに関する被害が判明した場合又は、震度5強以上の地震が発生した場合又は、全国L Pガス協会が要請した場合は、被害状況を取りまとめ【様式1】で全国L Pガス協会に報告する。

「L Pガス関係 被災状況報告書【県協会⇒全L協】」

(2) 会員の報告

会員は、地域内で震度5強以上の地震、及び風水害等の自然災害が発生した場合は、【様式2】で各地域協議会会長へ報告する。

「L Pガス関係 被災状況報告書【販売店⇒地域協議会】」

(3) 地域協議会の報告

地域協議会会長は、当該協議会会員からの被害状況報告を【様式3】で速やかに取りまとめて協会へ報告する。

「L Pガス関係 被災状況報告書【地域協議会⇒協会】」

(4) 中核充填所の報告

中核充填所は、被害状況を【様式4】を用いて、速やかにメール、F A X、衛星電話等で協会へ報告する。

「中核充填所 被災状況報告書」

(5) 石油備蓄法に基づく中核充填所、協会の報告

大規模災害が発生し、経済産業省資源エネルギー庁石油流通課（以下、エネ庁石油流通課）より各中核充填所担当者へ連携計画の勧告文がメール等にて送信された場合、各中核充填所は、被害状況を【様式5】を用いて、速やかにエネ庁石油流通課等へ報告する。

「第四地域 中核充填所 被災状況報告書」

また、協会は、中核充填所からの災害状況報告を速やかに取りまとめ、全国LPガス協会等へ報告する。

(6) 一般充填所の報告

一般充填所は、被害状況を【様式6】を用いて、速やかに協会へ報告する。

「一般充填所 被災状況報告書」

また、協会は、一般充填所からの災害状況報告を速やかに取りまとめ、全国LPガス協会へ報告する。

(7) 復旧状況の報告

災害復旧した場合は【様式1】を用いて、同様に報告する。

8. 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はL P ガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のL P ガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、復旧のためのローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援時取り決めとして、「災害時相互応援ルール」を定める。

9. 避難所等の情報の確認等

災害時に備えて、三重県の指定する避難所等の情報の確認を行い、災害発生時のL P ガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を三重県と協議し、防災訓練等において実態を確認する。

10. 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

災害発生時に行う緊急対応や応急点検等に必要な資機材の保管場所、また、他の地域からの応援要員の宿泊施設や受入ができる施設等の確認を行う。

※ 2020年5月1日 震度を5強に統一

※ 2020年5月1日 7. 災害状況報告について、追記・修正

※ 改訂 2020年10月2日 施行する。

復旧未完了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。

変更なし

(一社) 全国LPガス協会
災害対策中央本部 宛

メール: hoan@japanlpg.or.jp

FAX: 03-3593-3700

協会名

担当者名

LPガス被災状況報告書 (第 報)

1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

①人的被害状況	死亡者(名)	負傷者(名)	②物的被害状況	被害有りの数
事業主			事務所	
従業員			容器置場・充填所	
合計	明治33年1月	明治33年1月	スタンド	
			車両	
			バルクローリー	
			合計	明治33年1月

2. 被災状況及びガス漏れの復旧状況

被災地 市区町村名	被災地にお客様がある販売事業所数 (所)	被災地の被災前のお客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ 火災・爆発 いずれか被害の あった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった 件数のうち 未復旧件数 (件)
<p>・事前に協会で調査し、あらかじめ記載してください。</p> <p>・市町村の消費者区分けが困難であると推測されます。販売店様の消費者ごとの市町村分布まで調査が困難であれば、販売店の所在する市町村にその販売店の全消費者を入れ込んでいただいても構いません。</p> <p>・供給前の消費先件数は、市町村世帯数からのLPガス世帯数の類推した概数でも構いません。</p> <p>・各事業者の報告の数字を積み上げてください。</p> <p>・市町村ごとへの振り分けは、事業者からの報告書の被害概要にある市区町村で判断してください。(分からなければ報告事業者の所在する市区町村に振り分けしてください)</p> <p>・供給停止数に対して復旧戸数が0になった時点で復旧完了となります。</p>				
合計	0	0	0	0

注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。

注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。

注3: 被災報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です(局地災害の場合)。

3. 流出(埋没含む)容器回収状況(把握できる限りで構いません)

	流出本数(本)	うち、回収本数(本)
消費先軒先からの流出・埋没本数		
その他(充填所・容器置場等)からの流出本数		
合計	0	0

4. 全L協(災害対策中央本部)への要請、連絡事項等

人員	
物資	
要請等	

三重県 LPガス協議会 会長 様

(FAX) (E-mail) 1 ページ / 4

報告事業所名称 (支店等名含む)		担当者氏名	
		電話番号	

LPガス関係被害状況報告 (第 1・2・3・4・5 報)

報告書記入にあつての注意事項

- 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。
- FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1 . 自社の被害(被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

項目		被害の有無	詳細
A	事業主・従業員の安否	無事・有事・調査中	(被害有りの場合は、被害の程度、死者数、負傷者数などをご記入下さい。)
B	事務所の被害	無・有・調査中	(被害の程度)
C	容器置場・充填所	該当なし ・ 無・有・調査中	(被害の程度)
D	スタンド	該当なし ・ 無・有・調査中	(被害の程度)
E	車両	無・有・調査中	(被害の台数や程度)
F	バルクローリー	該当なし ・ 無・有・調査中	(被害の台数や程度)

2 . 家庭用・業務用及び工業用のLPガス消費先の被害(簡易ガスを除く)

被害の有無	無・有・未確認	有りの場合、別紙にて詳細をご報告下さい。
-------	---------	----------------------

3 . 容器の流出(判明している限りで構いません)

消費先軒先からの流出・埋没 有無	無・有・未確認	有りの場合、別紙にて詳細をご報告下さい。
その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出・埋没 有無	無・有・未確認	

別紙 家庭用・業務用及び工業用のLPガス消費先の被害状況報告(簡易ガスを除く)

注) 未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

項目		市町	家庭用・業務用	工業用
A	災害前のLPガス供給世帯数(概数記載可) 【A=B+C+D】		戸	事業所
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数(概数記載可)		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合計		戸	事業所
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数(概数記載可)		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合計		戸	事業所
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数(概数記載可)【A-(B+C)】		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合計		戸	事業所

特記	
----	--

D(供給復帰可能及び復旧済み世帯数(概数記載可)【A-(B+C)】)の被害状況と未復旧数の内訳

項 目		市町	家庭用・業務用	工業用
E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災の あった件数		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合 計		戸	事業所
ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細 発生場所(市区町村名)、発生日時は必ず記入				
F	Eのうち、未復旧件数		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合 計		戸	事業所
G	Eに該当しないが、メーターや調整器の 交換及び工事等が必要な件数 (概数記載可)		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合 計		戸	事業所
H	Gのうち、未復旧件数		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合 計		戸	事業所

別紙 容器の流出の状況報告

	容器の種類	流出・埋没本数		容器の種類	流出・埋没本数	
			うち、累積回収本数			うち、累積回収本数
消費先軒先からの 流出・埋没 本数	50 kg 型	本	本	30 kg 型	本	本
	20 kg 型	本	本	10 kg 型	本	本
	8 kg 型	本	本	5 kg 型	本	本
	3 kg 型	本	本	2 kg 型	本	本
		本	本		本	本
	消費先軒先からの流出・埋没本数 合計					本
その他(充填所・貯蔵 施設・容器置場等)から の流出・埋没本数	50 kg 型	本	本	30 kg 型	本	本
	20 kg 型	本	本	10 kg 型	本	本
	8 kg 型	本	本	5 kg 型	本	本
	3 kg 型	本	本	2 kg 型	本	本
		本	本		本	本
	その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出・埋没本数 合計					本
合計					本	本

特記

一般社団法人三重県LPガス協会 御中

1 ページ / 4

(FAX 059-229-4648) (E-mail office@mielpg.or.jp / 夜間、休日 : owh@mielpg.or.jp)

地域協議会名		担当者氏名	
		電話番号	

LPガス関係被害状況報告 (第 1・2・3・4・5 報)

報告書記入にあつての注意事項

- 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。
- FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1 . 自社の被害(被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

項目	被害の有無・被害の詳細
A 事業主・従業員の安否	無事 : 店(社) 有事 : 店(社) 調査中 : 店(社) (被害有りの場合は、下記に、被害のあった事業所名及び死者数、負傷者数をご記入下さい。)
B 事務所の被害	無 : 店(社) 有 : 店(社) 調査中 : 店(社) (被害有りの場合は、下記に、被害の程度をご記入下さい。)
C 容器置場・充填所	該当なし : 店(社) 無 : 店(社) 有 : 店(社) 調査中 : 店(社) (被害有りの場合は、下記に、被害の程度をご記入下さい。)
D スタンド	該当なし : 店(社) 無 : 店(社) 有 : 店(社) 調査中 : 店(社) (被害有りの場合は、下記に、被害の程度をご記入下さい。)
E 車両	無 : 店(社) 有 : 店(社) 調査中 : 店(社) (被害有りの場合は、下記に、被害のあった事業所名及び台数などをご記入下さい。)
F バルクローリー	該当なし : 店(社) 無 : 店(社) 有 : 店(社) 調査中 : 店(社) (被害有りの場合は、下記に、被害のあった事業所名及び台数などをご記入下さい。)

2 . 家庭用・業務用及び工業用のLPガス消費先の被害(簡易ガスを除く)

被害の有無	無 : 店(社) 有 : 店(社) 未確認 : 店(社)
-------	------------------------------

※ 有りの場合、別紙にて詳細をご報告下さい。

3 . 容器の流出(判明している限りで構いません)

消費先軒先からの流出・埋没 有無	無 : 店(社) 有 : 店(社) 未確認 : 店(社)
その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出・埋没 有無	無 : 店(社) 有 : 店(社) 未確認 : 店(社)

※ 有りの場合、別紙にて詳細をご報告下さい。

別紙 家庭用・業務用及び工業用のLPガス消費先の被害状況報告(簡易ガスを除く)

注) 未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

項目		市町	家庭用・業務用	工業用
A	災害前のLPガス供給世帯数(概数記載可) 【A=B+C+D】 合計		戸	事業所
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数(概数記載可)		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合計		戸	事業所
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数(概数記載可)		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合計		戸	事業所
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数(概数記載可)【A-(B+C)】		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合計		戸	事業所

特記	
----	--

D(供給復帰可能及び復旧済み世帯数(概数記載可)【A-(B+C)】)の被害状況と未復旧数の内訳

項 目		市町	家庭用・業務用	工業用
E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災の あつた件数		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合 計		戸	事業所
ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細 発生場所(市区町村名)、発生日時は必ず記入				
F	Eのうち、未復旧件数		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合 計		戸	事業所
G	Eに該当しないが、メーターや調整器の 交換及び工事等が必要な件数 (概数記載可)		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合 計		戸	事業所
H	Gのうち、未復旧件数		戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
			戸	事業所
	合 計		戸	事業所

別紙 容器の流出の状況報告

	容器の種類	流出・埋没本数		容器の種類	流出・埋没本数	
			うち、累積回収本数			うち、累積回収本数
消費先軒先からの 流出・埋没 本数	50 kg 型	本	本	30 kg 型	本	本
	20 kg 型	本	本	10 kg 型	本	本
	8 kg 型	本	本	5 kg 型	本	本
	3 kg 型	本	本	2 kg 型	本	本
	kg 型	本	本	kg 型	本	本
	消費先軒先からの流出・埋没本数 合計					本
その他(充填所・貯蔵 施設・容器置場等) からの流出・埋没 本数	50 kg 型	本	本	30 kg 型	本	本
	20 kg 型	本	本	10 kg 型	本	本
	8 kg 型	本	本	5 kg 型	本	本
	3 kg 型	本	本	2 kg 型	本	本
	kg 型	本	本	kg 型	本	本
	その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出・埋没本数 合計					本
合 計					本	本

特 記

三重県市町別LPガス消費者戸数調査集計結果① < LPガス用途別 総合(実数) >

LPガス販売事業所総数	414	
提出数	382	92.3%

※未提出事業所は、賠償保険付消費者数を代入した。

2020年3月末現在

市町名	家庭用			業務用			家庭用・業務用			工業用	液石・簡易ガス・工業用 [合計]
	液石	簡易ガス	[合計]	液石	簡易ガス	[合計]	液石	簡易ガス	[合計]		
合計	408,247	47,218	455,465	25,429	377	25,806	433,676	47,595	481,271	1,078	482,349
桑名市	22,207	2,004	24,211	1,275	125	1,400	23,482	2,129	25,611	56	25,667
木曽岬町	1,113	0	1,113	11	0	11	1,124	0	1,124	0	1,124
いなべ市	13,178	60	13,238	669	0	669	13,847	60	13,907	39	13,946
東員町	3,481	0	3,481	328	0	328	3,809	0	3,809	11	3,820
菰野町	9,766	914	10,680	729	2	731	10,495	916	11,411	33	11,444
川越町	4,577	0	4,577	168	0	168	4,745	0	4,745	17	4,762
朝日町	2,190	0	2,190	49	0	49	2,239	0	2,239	2	2,241
四日市市	59,837	10,059	69,896	3,504	44	3,548	63,341	10,103	73,444	241	73,685
鈴鹿市	55,784	6,006	61,790	2,386	3	2,389	58,170	6,009	64,179	96	64,275
亀山市	13,896	2,089	15,985	752	13	765	14,648	2,102	16,750	25	16,775
伊賀市	19,071	2,107	21,178	2,200	45	2,245	21,271	2,152	23,423	53	23,476
名張市	6,590	5,456	12,046	632	77	709	7,222	5,533	12,755	49	12,804
津市	54,821	10,535	65,356	3,662	44	3,706	58,483	10,579	69,062	224	69,286
松阪市	37,673	4,360	42,033	2,388	10	2,398	40,061	4,370	44,431	85	44,516
多気町	3,683	224	3,907	337	1	338	4,020	225	4,245	11	4,256
大台町	2,744	0	2,744	255	0	255	2,999	0	2,999	14	3,013
大紀町	3,188	0	3,188	165	0	165	3,353	0	3,353	3	3,356
伊勢市	27,624	1,438	29,062	1,870	1	1,871	29,494	1,439	30,933	32	30,965
明和町	6,129	253	6,382	247	0	247	6,376	253	6,629	43	6,672
度会町	2,207	0	2,207	106	0	106	2,313	0	2,313	5	2,318
玉城町	3,674	273	3,947	212	0	212	3,886	273	4,159	14	4,173
鳥羽市	5,540	718	6,258	672	1	673	6,212	719	6,931	5	6,936
志摩市	19,162	662	19,824	1,160	5	1,165	20,322	667	20,989	7	20,996
南伊勢町	5,425	12	5,437	183	0	183	5,608	12	5,620	0	5,620
紀北町	2,549	0	2,549	135	0	135	6,722	0	6,722	6	6,728
尾鷲市	7,443	1	7,444	449	0	449	7,892	1	7,893	4	7,897
熊野市	6,286	47	6,333	439	6	445	6,725	53	6,778	3	6,781
御浜町	2,572	0	2,572	123	0	123	2,695	0	2,695	0	2,695
紀宝町	2,005	0	2,005	117	0	117	2,122	0	2,122	0	2,122

※ 戸数は、メータ個数とし、1つの消費者に複数のマイコンメータを設置していた場合でも、すべてのメータ個数をカウント。

※ メータ1つで業務用又は工業用、一般用を使用している場合、主たる用途の区分とした。

中 核 充 填 所 ⇒ 三 重 県 L P ガ ス 協 会

年 月 日
時 分 現 在

一 般 社 団 法 人 三 重 県 L P ガ ス 協 会 御 中

(衛 星 電 話) 080-1620-1058

(F A X) 059-229-4648

(メ ー ル) office@mielpg.or.jp

中核充填所被災状況報告 (第 1・2・3 報)

中 核 充 填 所 名	
担 当 者	

報告事項	被災状況
1 . 中核充填所職員人的被害の有無	有 ⇒ 重 傷 者 : 名 軽 傷 者 : 名 連 絡 不 能 者 : 名 無
2 . 販売店の被災状況	有 ⇒ 箇所 無 ⇒ 箇所
3 . 中核充填所設備被害の有無	有 無
4 . 応援要員体制確保状況	本社、他 名 準備中

注1) 該当項目を○でかこみ、数値はわかる範囲で記入する。

(第四地域) 中核充填所向け質問項目

メール送付先

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁 石油流通課 (供給連携計画専用) 御中
ANRE-LPG@meti.go.jp
- (2) 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 燃料課 御中
qchbpb@meti.go.jp
- (3) 中部近畿産業保安監督部 保安課 御中
chubu-hoan@meti.go.jp
- (4) (一社)三重県LPガス協会 御中
office@mielpg.or.jp

送付日時	年 月 日 時 分
事業所名	
担当者名	
連絡先	TEL

質問項目	回答項目		
1 中核充填所の異常の有無	異常なし	設備的異常あり	人的異常あり
2 電源の確保状況	通常どおり	自家発電	停電中
3 人員の確保状況	通常どおり	人員不足 (応援要請済)	人員不足 (対応未定)
4 異常ある場合の復旧見込み	日後	目途立たず	※※※※※
5 充 填	可	不可	※※※※※
6 配 送	可	不可	※※※※※
7 現在の在庫量 (プロパン)	トン	※※※※※	※※※※※
8 入荷予定	日後 トン	目途立たず	※※※※※
9 支援の必要	不 要	要 (人員 or 物資)	※※※※※

送付先

一般社団法人 三重県LPガス協会

メー ル： office@mielpg.or.jp

ファックス： 059-229-4648

LPガス一般充填所 被災状況報告書

年 月 日 ()

(第 報)

時 分 現在

事業所名	
報告者名	
T E L	— —
発生日時	年 月 日 時 分
規模(震度)	

被災内容	<input type="checkbox"/> 調 査 中
	<input type="checkbox"/> 出荷不能(停電も含む)
	<input type="checkbox"/> 復 旧 不 足

詳細	※出荷不能(停電も含む)にチェックをした場合は状況をご記入下さい。

※ 状況が変わり次第、ご報告をお願いいたします。

行政機関への連絡用文書

年 月 日

関係機関 様

一般社団法人三重県LPガス協会

津市柳山津興369 番地2

電話：059-227-6238 / FAX：059-229-4648

被災地のLPガスについてのお願い

この度の地震に際し、被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

LPガス（プロパンガス）のお客さまには、現在、通行が可能な地域より、当協会会員事業者が順次点検・復旧を開始いたしておりますが、LPガスに関して問合せ等ございましたら下記についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

大きな揺れの後にLPガスを使う前には、ご家庭のLPガス設備や器具が損傷している恐れがありますので、販売店の点検を受けてからご使用いただくようお願いいたします。

設備や器具に異常がない状態でガスが出ない時は、ガスメータがガスを遮断していますので、メータ付属の説明に従い復帰ボタンを押してください。

- ・ 約1分間でメータが安全確認をし、異常がなければ再度ご使用になれます。復帰方法がわからない時には、販売店に確認してください。
- ・ 復帰ボタンを押してもガスが使用できない場合は、販売店に連絡し、点検を受けてから使用してください。
- ・ 販売店の連絡先は、LPガス容器、ガスメータ等に記載しておりますが、不明の場合には下記までお願いします。

三重県 _____ LPガス協議会

電話： _____ 内

一般社団法人三重県LPガス協会

災害用電話： 059-227-0019 / 衛星電話： 080-1620-1058

安 全 点 検 票

点 検 日	年 月 日				
点 検 者					
点 検 住 所					
施 設 の 区 分	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 戸 建 ▪ 集 合 ▪ 公 共 ▪ 業 務 用 	販売店名等			
消 費 者 名			(消費者名が不明場合は、容器記載名称)		
施 設 の 状 況	1. 全 壊 2. 半 壊 3. 一 部 破 損 4. 被 害 な し				
調 査 状 況	1. 調 査 不 能 2. 不 在 で 調 査 不 能				
供 給 設 備 の 点 検	点 検 項 目	判 定	点 検 項 目	判 定	
	・ 容 器		・ ガ ス メ ー タ		
	・ 容 器 バ ル ブ		・ メ ー タ ガ ス 栓		
	・ 高 低 圧 ホ ー ス		・ 供 給 管 の 漏 え い		
	・ 集 合 装 置		・		
	・ 調 整 器		・		
消 費 設 備 の 点 検	・ 配 管 の 漏 え い		・ 中 間 ガ ス 栓		
	・ 未 使 用 ガ ス 栓				
	器 具 名 / 項 目	漏 れ	燃 焼 状 態	排 気 筒 等	判 定
	コ ン ロ				
	湯 沸 器				
	給 湯 器				
	風 呂 釜				
内 周 容 知	1. 適	使用を許可した。			
	2. 否	使用禁止の措置をした。			
	改善事項				

- ※ 判定：敵であれば○ 不適であれば× 非当該項目は斜線を記入する。
- ※ 使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。
- ※ 業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「敵○台 否○台」と記入すること。

消費者名：	／ 住 所：
<u>・ 許 可</u>	<u>・ 使用禁止</u>
	<u>・ 要 改 善</u>
	内容

「消費者への設備改善のお願い」

設備改善のお願い

一般社団法人三重県LPガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客さまのLPガス設備を安全点検した結果、この災害により設備に異常がありますので、供給を受けているLPガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後、使用してください。

改善をされずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

年 月 日

お客さまへのお願い

一般社団法人三重県LPガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客さまのLPガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ずLPガス販売店に連絡いただき、安全点検を受けてからLPガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

年 月 日

災害時相互応援ルール

一般社団法人三重県L P ガス協会

三重県内のL P ガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費者が多い場合又は、自らが被災した場合には、地域及び住民がL P ガスを安全に使用するため、「L P ガス災害対応マニュアル」に基づき、被災した会員がL P ガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

（趣旨）

第 1 条 このルールは、県内の会員において災害対策基本法第2条1号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では十分に被災一般消費者等の緊急対応・応急点検が実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第 2 条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

- ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず三重県L P ガス協会（以下「協会」という。）として実施する。
- イ 緊急対応・応急点検は原則2人以上で実施し、その際には**販売勧誘を行わない。**
- ウ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているL P ガス販売事業者が実施する。

(応援要請の手続)

第 3 条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により災害対策本部、又は現地災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入

物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(情報交換)

第 4 条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、地域協議会又は地域協議会をまたいで、緊急対応、応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第 5 条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、地域協議会又は地域協議会をまたいで、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練をするとともに、他の市町主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化策)

第 6 条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図や緊急対応・応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 . 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて三重県への協力を求める等、三重県との連携を強化することとする。

(補則)

第 7 条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議において協議して定める。

附 則 1 2020年5月1日 第3条 修正

附 則 2 改訂 2020年10月2日 施行する。

応 援 者 の 心 構 え

一般社団法人三重県LPガス協会

被災地の応援にあたり、十分ご承知の事とは存じますが、以下の点にご配慮願います。

1. 被災地への救援であることを自覚して行動すること。
2. 被災者への温かい目を向け、誠意ある態度で接すること。
3. 「三重県LPガス協会の〇〇です。LPガス設備の点検にきました。」と、身分並びにLPガス設備の点検に来たことを相手にはっきり伝えること。（身分を証明できる免許証、免許等を携帯すること。）
4. 安全点検事項について、もれのないように確実に点検すること。
5. 異常がある場合は、必ず「設備改善のお願い」を手交と口頭で説明し、異常が無い場合は、口頭ではっきり消費者に伝えること。

「例」 設備に異常はありませんので、今まで通り使用してください。

「例」 配管に漏えいがありますので、ガスは使用しないでください。販売店とご相談して、改善がおわってからご使用ください。

「例」 使用中にガス漏れ警報器の作動、その他異常があれば、使用を中止して販売店へ連絡してください。
6. 不明な点は、自己判断せずに、ペアと相談すること。
7. 勝手な行動は慎むこと。
8. 被災者に対して、販売活動等は行わないこと。
9. 都市ガスの消費者から点検の依頼があったら、「都市ガス会社も点検に回っておられますので、それまでお待ちください。」などと丁寧に断ること。
10. その他、消費者には親切、丁寧に対応すること。

応援者が持参する物資等

一般社団法人三重県LPガス協会

1. 漏えい検査機器	① 自記圧力計、記録紙 ② ガス漏えい検知器 ③ 漏えい検知液
2. 服装等	① ヘルメット ② 安全靴 ③ 軍手・皮手袋 ④ 作業服 ⑤ マスク
3. その他必需品	① 懐中電灯（予備電池） ② 携帯電話（予備電池） ③ ボールペン・マジック ④ 緊急工具類（ドライバー：水害時） ⑤ 身分を証明できるもの ⑥ 自分のための飲食物

流出容器等処理要綱

一般社団法人三重県LPガス協会

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 津波等によって流出、散乱したLPガス容器は本来、容器所有者（LPガス販売事業者等）が処理すべきものであるが、所有者が判明しない容器等が放置されれば、災害につながるおそれもあることから、県・市町と連携して、県・市町に指定された集積所、三重県LPガス協会又は各地域協議会が大規模災害時に備えてあらかじめ確保していた集積所に集積された所有者不明等の当該LPガス容器の処理を実施するとともに、液化石油ガスの流過程において発生する放置容器（LPガス容器限る。）を回収処理し、もって容器関係の災害の発生を防止することを目的とする。

ただし、大規模災害により大量の流出LPガス容器が発生した場合は、別途協議する。

(事務局)

第 2 条 流出容器並びに放置容器の処理に関する業務の窓口は三重県LPガス協会（以下「協会」という。）の事務局が担当するものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は各々当該各号に定めるところによる。

(1) 流出容器

津波、水害等により流出し災害復旧活動等により一定の集積所に集められたLPガス容器。

(2) 放置容器

L P ガスを消費した後、所有者又は占有者に引き取られていないL P ガス容器

(3) 充填所等

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場の設置されている事業者。

(4) 指定集積所

残ガス処理のできる事業者。

(5) 中核充填所

災害時における流出容器回収の際の保管場所を提供できる充填所。

第 2 章 回 収 及 び 処 理

(会員の責務)

第 4 条 協会員は日常の事業活動等を通じ、流出容器、放置容器の発見に努めるものとする。

(通報)

第 5 条 第 4 条により流出容器、放置容器を発見し、或いは第三者より流出容器、放置容器の連絡を受けた者は、速やかに事務局へ通報するものとする。

(回収)

- 第 6 条 (1) 事務局は第 5 条の通報を受けた場合、最寄りの地域協議会事務局又協議会会長にその回収を依頼するとともに、通報記録書【様式 1 2】を作成し保管するものとする。
- (2) (1) により依頼を受けた地域協議会事務局又協議会会長は、流出容器、放置容器を回収するとともに最寄りの充填所等に仮保管を依頼するものとする。
- (3) (2) により依頼を受けた充填所等は、回収容器を仮保管するとともに、回収容器仮保管報告書【様式 1 3】を作成し事務局に提出するものとする。
- (4) (1) ～ (3) にかかわらず、大規模な災害により大量の LP ガス容器が散乱している状態が生じたときは、協会又は各地域協議会は協会の協力を得て当該 LP ガス容器を安全な場所に集積する体制を構築するものとする。

(処理)

第 7 条 事務局は第 6 条（3）により回収容器仮保管報告書にもとづき、その区分に応じ次の処理を行う。

（ 1 ） 所有者等判明容器

容器の表示等により所有者等が判明したものは、回収容器引取通知書【様式 1 4】により所有者等に引取り、又は容器譲渡書【様式 1 5】の提出を求めるものとする。

（ 2 ） 所有者等不明容器

所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容器が遺失物であると判断されるのは、指定集積所に保管を依頼し遺失物法に基づく届出を行うものとする。

ただし、次のア、イに掲げるものはこの限りではない。

ア 容器の所有者の氏名等の表示が識別できない容器のうち、記号及び番号（以下「記号番号」）の識別ができない容器。

イ 容器の所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器については、電話等により所有者と連絡が取れないもの又は所有者から連絡があっても、所有者が引き取る意志・能力を有していないため、引き渡しが困難とされるもの。

(引渡し)

第 8 条 回収容器を仮保管している充填所等は所有者等にこれを引渡した場合は、事務局に報告するものとする。

(保管)

第 9 条 第 7 条（2）により保管を依頼された指定集積所は、仮保管されている充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

(屑化)

- 第 10 条 (1) 事務局は次の各号のいずれかに該当する場合は、容器屑化依頼書【様式 16】により当該回収容器を保管する指定集積所等に、その処分を依頼するものとする。
- ① 容器所有者等から第 7 条 (1) による容器譲渡書を受理したとき。
 - ② 第 7 条 (2) ア、イにより所有者等不明容器と判断したもの。
 - ③ 第 7 条 (2) による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が協会に移ったとき。
(3ヶ月後)
- (2) 指定集積所等は (1) により屑化の依頼があった場合、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分するものとする。

第 3 章 そ の 他

(業務の推進体制)

- 第 11 条 流出容器、放置容器の処分に関する業務は、保安委員会、流通委員会、三重県 L P ガス卸売協議会が中心となって推進するものとする。

(施行期日)

- 第 12 条 この要綱は 2015 年 4 月 1 日より施行する。

流失容器等通報記録書

			整理番号	
受信日時	年	月	日	受信者名 受氏
		時	分	
通報者	住所 氏名			
容器の放置場所の状況 (目標)	放置場所住所			
	目 標			
	放置の状況			
容器の 形状 数 の 状 量	50	Kg	本	Kg 本
	30	Kg	本	Kg 本
	20	Kg	本	Kg 本
	10	Kg	本	Kg 本
回収 依頼先	住所・電話 事業所名			
	年	月	日	連絡者
		時	分	
備考				

容 器 保 管 報 告 書

一般社団法人三重県LPガス協会 殿

事業所名

住 所

電 話

担 当 者

下記の回収容器を仮保管しておりますので報告します。

回 収 日	年 月 日		
回 収 場 所			
回 収 者	住所		
	氏名		
所 有 者 等 判 明 容 器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
所 有 者 等 不 明 容 器	50 Kg	本	Kg 本
	30 Kg	本	Kg 本
	20 Kg	本	Kg 本
	10 Kg	本	Kg 本
	Kg	本	Kg 本

容器所（占）有者

殿

一般社団法人三重県LPガス協会

代表理事 中井 茂平

回収容器引取通知書

貴殿のLPガス容器を流出容器、放置容器として、下記の通り回収保管しておりますので、2週間以内にお引取りください。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式15の容器譲渡書に所定の事項を記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所（引渡場所）

引取時の注意事項

- ・ 事前に保管場所まで連絡してください。
- ・ 本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

（注） 1ヶ月以内に連絡のない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第25条違反として措置することもあります。

年 月 日

容器保管者

殿

一般社団法人三重県LPガス協会
代表理事 中井 茂平

容 器 屑 化 依 頼 書

貴所で保管中の下記容器については、屑化処分をしてください。

記

1. 記号・番号の判明しているもの。

容 器 の 状 形					
容 器 の 号 号 容 記 番					

2. 記号・番号の判明していないもの。

年 月 日 以前に回収報告のあったもの。

報道機関向け

消費者への注意喚起

年 月 日

様

一般社団法人三重県LPガス協会

発信者 事務局 _____

電話：059-227-6238／FAX：059-229-4648

災害時のLPガス消費者への注意喚起（避難する際）

いつも大変お世話になっております。

この度の災害に関しまして、LPガス（プロパンガス）をご利用の消費者に以下をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

LPガス（プロパンガス）をご利用のお客さまへ

避難されるとき、可能であれば、LPガス容器のバルブを「しめる」の方にまわしバルブを締めるようお願いいたします。

水に浸かったLPガス設備や器具を使う前には、販売店の点検を受けてください。連絡先は、LPガス容器やガスメータに記載してあります。

LPガスの容器が倒れたり、放置されている場合にはLPガス容器に記載の連絡先か最寄りの販売店に連絡くださるようご協力をお願いいたします。

連絡先がわからない場合には、

一般社団法人三重県LPガス協会

電話 059-227-6238

以上

報道機関向け

災害後のLPガス再開についての注意喚起

年 月 日

様

一般社団法人三重県LPガス協会

発信者 事務局 _____

電話：059-227-6238／FAX：059-229-4648

災害後、再度LPガスを使用する際の注意喚起

いつも大変お世話になっております。

この度の災害に関しまして、LPガス（プロパンガス）をご利用の消費者に以下をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

LPガス（プロパンガス）をご利用のお客さまへ

大きな地震の後や水に浸かったLPガス器具を使う前には、販売店の点検を受けてください。

設備や器具に被害がない状態で、ガスが出ない場合にはマイコンメータが地震や異常を感知してガス遮断していますので、ご使用になるときはメータの説明に従い復帰ボタンを押してください。

メータが安全確認をし、異常がなければご使用いただけます。再度遮断したときは、販売店に連絡し点検を受けてからご使用ください。

連絡先は、LPガス容器やガスメータに記載してあります。

連絡先がわからない場合には、

一般社団法人三重県LPガス協会

電話 059-227-6238

以上

年 月 日

一般社団法人三重県LPガス協会
代表理事 中井 茂平 様

届出事業所名

所在地 〒 —

連絡電話

担当者

緊急通行車両等事前届出に係る書類提出書

このことについて、当事業者において、緊急通行車両等事前届出をするため、下記の通り関係書類を添えて提出しましたので、各事前届出書に協会長印を押して届出事業者の会員証と共に返送していただきますようお願いいたします。

記

様式第1 緊急通行車両等事前届出書	枚
様式第2 緊急通行車両等事前届出一覧表	枚

以上

別記様式 第1

<p>災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 三重県公安委員会 殿 届出者住所 津市柳山津興369番地の2 (電話) 059-227-6238 氏名 一般社団法人 三重県LPガス協会 印 代表理事(会長) 中井 茂平</p>	<p>災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 三重県公安委員会 印</p>
<p>番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>使用者 住所 () 局 番 氏名 一般社団法人 三重県LPガス協会 三重県 LPガス協議会 ()</p>	<p>この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類と自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。</p>
<p>備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。</p>	

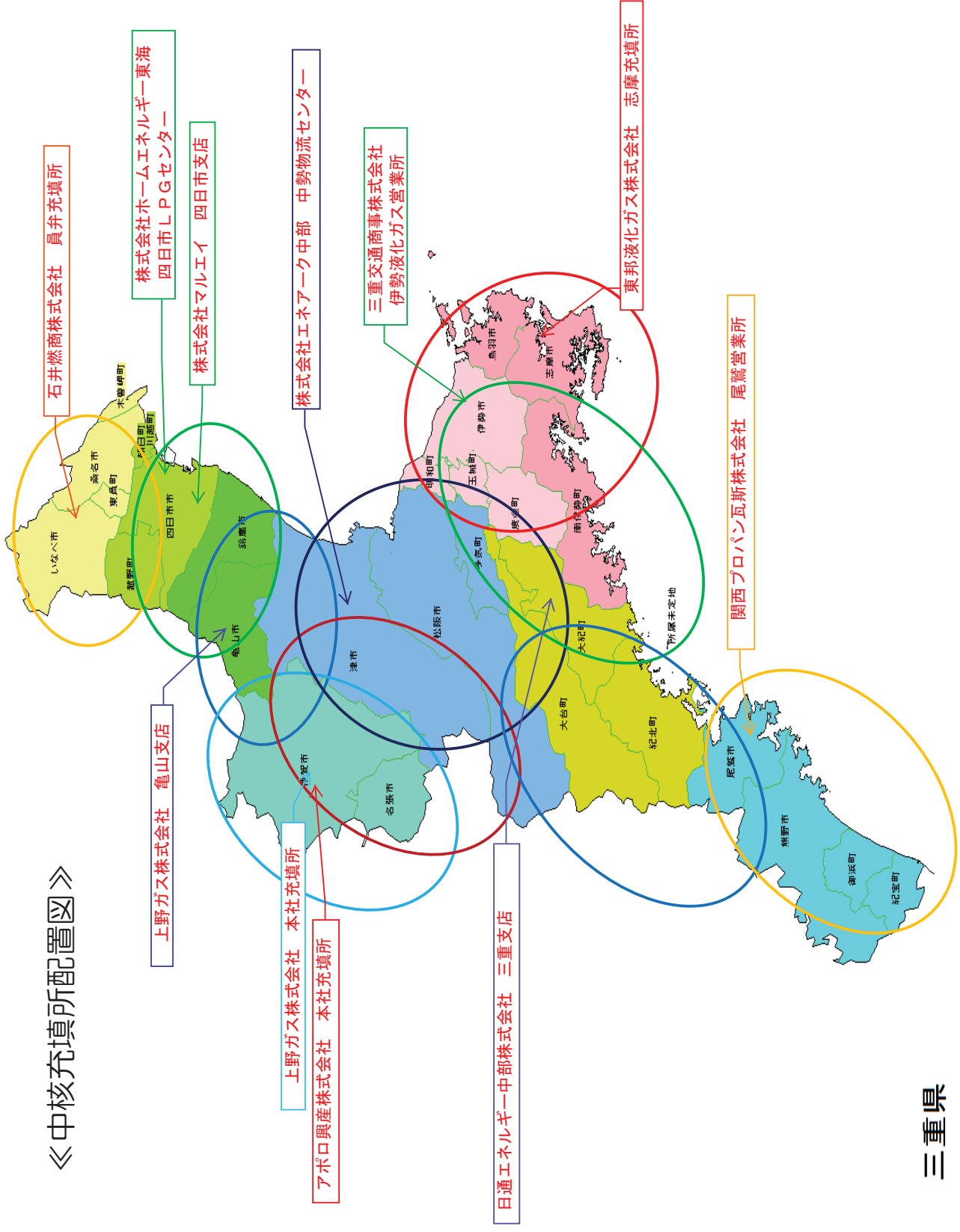
様式第 2

緊急通行車両等事前届出一覧表					
申請年月日		年 月 日			
申請機関等		一般社団法人三重県 LP ガス協会（所属協議会名： 協議会）			
届出先		<input type="checkbox"/> 警察本部交通規制課 <input checked="" type="checkbox"/> 警察署			
申請車両		合計 台			
申請 車 両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	2			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	3			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	4			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	5			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	6			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	7			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	8			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	9			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	10			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
	11			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両	
12			災害発生時に LP ガス施設の復旧作業、LP ガス供給等に従事するための車両		

■ 三重県中核充填所名簿

充 填 所 の 名 称		住 所	電 話 番 号	衛 星 電 話 番 号	フ ァ ッ ク ス 番 号
①	石井燃商株式会社 員弁充填所	〒 511-0427 三重県いなほ市北勢町 麻生田1272	0594-72-4071	080-8264-4861	0594-72-4071
②	株式会社マルエイ 四日市支店	〒 510-0954 三重県四日市市采女町 字春雨3210-12	059-346-5522	010-870-77250421	059-346-5521
③	上野ガス株式会社 本社充填所	〒 518-0838 三重県伊賀市上野茅町 2706	0595-21-3611	001010-8816-2341-2608	0595-23-6712
④	上野ガス株式会社 亀山支店	〒 519-0104 三重県亀山市椿世町5 47-1	0595-82-0893	001010-8816-2341-2610	0595-83-0893
⑤	アポロ興産株式会社 本社充填所	〒 518-0823 三重県伊賀市四十九町 1140	0595-21-3711	001010 (8816) 2343-1055	0595-24-2011
⑥	株式会社エネアーク中部 中勢物流センター	〒 514-0819 三重県津市高茶屋7-1 5-52	059-234-6531	080-2215-1914	059-234-8218
⑦	三重交通商事株式会社 伊勢液化ガス営業所	〒 516-0013 三重県伊勢市鹿海町字 圓坊1443	0596-23-5138	080-2641-1528	0596-23-2817
⑧	東邦液化ガス株式会社 志摩充填所	〒 517-0202 三重県志摩市磯部町沓 掛体ノ谷7-2	0599-56-2082	090-1623-8866	0599-55-1832
⑨	日通エネルギー中部株式会社 三重支店	〒 519-2703 三重県度会郡大紀町滝 原924-2	0598-86-2030	010-8707-7674-2958	0598-86-3733
⑩	関西プロパン瓦斯株式会社 尾鷲営業所	〒 519-3634 三重県尾鷲市大字南浦 1987-13	0597-22-2226	080-8263-8036	0597-22-2227
⑪	株式会社ホームエネルギー東海 四日市LP Gセンター	〒 510-0023 三重県四日市市牛起2 -4-13	059-332-6811	010-870-772580712	059-333-8171

《中核充填所配置図》



感染症対策実施マニュアル

一般社団法人三重県LPガス協会

我々は、地震、風水害等の自然災害による災害発生時に加えて、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症の感染が拡大した場合においても、必要な対策を講じた上で、LPガスの保安確保と安定供給を図り、国民生活・国民経済を支えなければなりません。

2020年初頭から新型コロナウイルス感染症が世界中でまん延しはじめ、日本国内はもとより、当県内にも感染者、またその感染による死亡者が発生し、今現在も収束するに至っていない。当協会は、感染拡大防止の為に予防措置や会員事業所の地域で感染者が出た場合についてのガイドラインとして、「三重県LPガス協会新型コロナウイルス対策ガイドライン」を策定するなどの対応をとっている。

この要綱は、今後においても上記のような感染症が発生した場合に、感染拡大を防止しつつ、会員販売店の事業が継続できるよう、当協会の自然災害に関する「LPガス災害対策要綱・マニュアル」へ、感染症対策に関する事項を補完する事を目的に2020年5月に策定する。

1. 感染症の感染対策について

感染症とは、病原体が人の体内に侵入することで引き起こす疾患をいい、その病原体は大きさや構造によって細菌、ウイルス、真菌、寄生虫などに分類される。感染症となるかどうかは、その病原体の感染力と体の免疫力、抵抗力とのバランスで決まるので、感染症が発生し、感染拡大する前に、ワクチンなどの予防接種とともに、睡眠時間、食生活などを見直し、免疫力維持、抵抗力維持を心掛けることが重要である。

また、病原体が体内に侵入しても、症状が現れる場合（顕性感染）と、はっきりとした症状が現れない場合（不顕性感染）とがあり、不顕性感染者は、知らない間に保菌者（キャリア）となって病原体を放出し、感染源となって感染を拡げることがあるので、不顕性感染者などによる集団感染を起こさないような対策を講じる必要がある。

さらに重要な感染対策は、日常生活や事業活動などにおいて、目に見えない病原体等が、どこから、どのように体内に侵入するのかを知り、その感染経路を遮断することで、主な感染経路となる、接触感染、飛沫感染、空気感染の3つの感染経路を遮断する対策をとることである。

以下に、具体的な感染防止対策や感染リスクの低減処置などについて取り纏める。

2. 具体的な感染防止対策、感染リスクの低減処置

- (1) 事業者は、従業員等に睡眠時間、食生活などの見直しや健康状態の自己把握に努め、免疫力維持、抵抗力維持の重要性などの健康教育を行う。
- (2) 日頃から接触感染を防止するため手洗い（アルコール消毒液による手や指の消毒も含む）、うがいを励行する。
- (3) 流行時には飛沫感染、空気感染を防止するために適当なマスクを着用するとともに、対人距離（2 m程度）を確保する。
- (4) 流行時は、不要不急の外出を避け、集団感染リスクの高いとされる密閉空間となる多人数の集まる施設などへの出入りを避ける。
- (5) 流行時は、事務所内等の室内が密閉空間とならない様に、定期的に十分な換気を行う。

3. 健康管理用品等の備蓄

事業者等は、次の用品を備蓄し、適切な管理をする。

- (1) 使い捨てマスク（サージカルマスク、N95等）
- (2) 消毒用アルコール
- (3) 体温計
- (4) (1) から (3) の他、ゴム手袋、うがい薬、常備薬（胃薬、痛み止め等）、絆創膏（大・小）、ガーゼコットン、解熱鎮痛剤、水枕・氷枕、消毒用漂白剤（次亜塩素系）なども備蓄しておくといよい。

4. 協会対策本部準備室・協会対策本部の設置

感染症（新型インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他 会長又は災害対策等委員長が、その都度指定する感染症等）が発生・流行した時、感染拡大を防止しつつ、会員事業所の事業が継続できるよう、下記のとおり定める。

- (1) 協会長等は、三重県LPガス協会 感染症対策ガイドラインに基づき、協会対策本部準備室、協会対策本部を設置する。
- (2) 協会長が事故等又は欠員の時は災害対策担当の副会長が、同担当の副会長が欠員の時は保安担当の副会長、もしくは対応可能な副会長が協会対策本部準備室、協会対策本部を設置する。
- (3) 対策本部を設置したときは、三重県、全国LPガス協会並びに関係機関に報告する。

5. 感染被害状況の報告

会員事業所は、従業員等に感染（感染症の種類：新型インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他 会長又は災害対策等委員長が、その都度指定する感染症等）が確認された場合、必要に応じて感染被害状況を【様式1】を用いて、協会へ報告する。

また、協会は、会員販売店からの感染被害状況を取りまとめ、必要に応じて全国LPガス協会等へ報告する。

6. 危機管理体制の整備

特に、感染被害が広範囲に及ぶ場合や感染流行期間が長期間継続する場合に備えて、三重県LPガス協会、地域協議会及び会員事業者等は、予め、危機管理体制の整備を行う。

- (1) 三重県LPガス協会は、全国LPガス協会、行政府、所管課等から、感染状況等の情報収集に努める。また、その得られた情報は、必要に応じて、三重県LPガス協会のホームページに掲載するなど共有化を図ると共に、地域協議会や会員へ通知する。

三重県LPガス協会は、全国LPガス協会、行政府、所管課等から得られた情報を行動計画や対策の見通しに役立てると共に、その行動計画や対策等を職員等へ迅速かつ適切に周知する連絡体制を確立する。

- (2) 地域協議会は、三重県LPガス協会や管轄の地方自治体等から、感染状況等の情報収集に努める。また、その得られた情報は、必要に応じて、遅滞なく、地域協議会会員へ通知するなど、共有化を図る。

地域協議会は、三重県LPガス協会や管轄の地方自治体等から得られた情報を行動計画や対策の見通しに役立てると共に、その行動計画や対策等を地域協議会会員等へ迅速かつ適切に周知する連絡体制を確立する。

- (3) 会員は、三重県LPガス協会や地域協議会から得られた情報を行動計画や対策の見通しに役立てると共に、その行動計画や対策等を従業員等へ迅速かつ適切に周知する連絡体制を確立する。

また、会員は、その従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、従業員が欠勤することが予測される。その場合、関係事業者や補助要員を含めて、安全確保を最優先にLPガスの安定供給と事業運営体制について検討を行う。

7. 感染症対策ガイドラインについて

本マニュアルの冒頭に記載した、「三重県LPガス協会新型コロナウイルス対策ガイドライン第3版」を汎用的に運用することとし、感染症対策ガイドラインとして別紙資料に定める。

また、当該ガイドラインは、感染症の種類や感染状況の変化により都度見直す事とする。

三重県LPガス協会 感染症対策ガイドライン

感染症の感染拡大を防止しつつ、LPガスの供給や保安の確保およびお客様のご要望にお応えし、LPガス事業継続の為に次の通りガイドラインを策定する。

以下にその対策手順を記載する。尚、このガイドラインは、状況変化により都度見直す。

1. 危機管理としての三重県LPガス協会ならびに会員の警戒レベルの設定

(1) 警戒レベル

レベル 7 : 国内医療体制が崩壊し感染が蔓延、陽性感染者が多発している状況。

→ 会員事業所のLPガス原料入手も困難となる。充填所におけるLPガスの充填や出荷の中止や配送の停止、一部お客様先届のLPガ스로ーリーの運行停止を行わざるを得ない状況となる。

レベル 6 : 感染が国内に広がり医療体制に崩壊の兆しが見られる。政府の「緊急事態宣言」がなされる状況。

→ 会員事業所もローリー運転手の感染による運転手不足により物流が乱れ、原料入手や輸送、配送に支障が生じる段階。

レベル 5 : 会員事業所(店)の役員(店主)、社員(家族)や協会職員に発症者、陽性感染者が発生した状況

→ 会員事業所における当該社員は入院又は隔離。濃厚接触者は、自宅待機状態に。感染の可能性が高い社員も原則在宅勤務とする。

会員事業所社内や地域協議会において情報の収集を行うと共に、感染拡大の防止をはかる。

複数の市において会員の陽性感染者が発生した場合、三重県LPガス協会内に「協会対策本部」を設置し、地域協議会と連携してエネルギー供給のライフラインとしての機能の維持をはかる。

レベル 4 : 会員在住市内、若しくは営業圏内に発症者、感染者が発生した状況。

→ 自店の需要家の有無に関わらず地域協議会は感染情報収

集の精度を上げ、会員との接触の有無を確認する。

会員事業所ではLPガス協力業者、部外者と事務所内の業務ゾーンを区分し、面談を制限し罹患や感染拡大の防止をはかる。共有部分の消毒を徹底する。

レベル 3 : 県内他市に発症者、感染者が発生した状況

→ 複数の市において多数の感染者が発生した場合、三重県LPガス協会に「協会对策本部準備室」を設置する。

会員各社は、事務所に市外からの来客ゾーンを設定。室内換気。

マスク在庫積み増し（6ヶ月分まで）、需要家訪問時には、マスク着用、場合によりフェイスシールド、手袋の装着、帰社、帰宅時にうがいやアルコール消毒を徹底する。

会員のイベント開催、参加や感染多発地域との人的交流は慎重に判断する。

レベル 2 : 近隣県に発症者あり。

→ マスク着用、うがい、手洗い推奨、会合注意

感染多発地域との人的交流はできるだけ控え、ソーシャルディスタンスを確保した行動を取る。

レベル 1 : 全国的に発症者なし。

→ マスク在庫4ヶ月分、消毒用アルコール常備

- ※ 1. 「緊急事態宣言」が三重県に発令された場合は、上記“レベル6”以上に該当する。
2. “レベル4、5”は、最終陽性感染者の発生日の翌日より21日間新たな陽性感染者の発生がないことをもって翌日からレベルダウンを行う。
- 但し、国内物流の混乱や国内感染者が増加の場合、又、国において医療体制確保の為に「緊急事態宣言」がなされている場合には、レベルを継続するものとする。
3. 発症者が、全国的に少なくなり、“レベル3”をもって協会对策本部準備室は解散する。

(2) レベル4 以上の場合の会員卸、販売店の対応詳細

レベル4

同一市内や近隣市内の近距離にある家庭や事務所、商業施設、工場に感染者が出た場合は、できるだけ対人接触回数を減らす行動を取る。

(事務所や勤務体制)

- 会員会社、店舗内では従業員や社員の業務ゾーンと器具メーカー、ガス協力業者、部外者とのゾーンを事務所内で区分する。
- 事務所や店舗でもデスクに仕切り板を設置する。お客様や一般の方々の入室範囲を限定し、互いに距離をおいた対応形態とする。(社員、雇用者以外の事務所への入室禁止)。ソーシャルディスタンスを確保する。
- 近隣感染情報収集の密度を上げて、感染拡大防止をはかる。
- 需要家の有無にかかわらず地域協議会は、できるだけ情報を早く入手して会員の接触の有無を確認する。
- 事務所の社内通路、トイレ、ドアノブ、スイッチ類、コピー機や車両の消毒を定期的に行う。
- お客様や社員、従業員の体温の検温を開始する。

LPガス供給事業者は、発熱していない雇用者がお客様のお宅に訪問している証として毎朝、社員一人一人の検温を実施し記録する。外出先からの帰社、帰宅時にもできるだけ検温し、体温が37.2度以上の発熱があるものは事務所に入れられないものとする。(早退、翌日は有給休暇とする。)

- 営業や作業員について日々の訪問先、面談者を記録する。(後日、発症時に保健所への過去濃厚接触者のトレース作業に必要です。)
- 感染した需要家の情報を入手した時は、個人情報なので販売店としては、住所や氏名を外部に漏らしてはいけない。取引先卸や地域協議会会長には、〇〇地域の〇性1名のような形で連絡する。(誤情報は、事業者の信用を落とすので注意。)

(対外対応)

- 会員行事としてのイベントや内部の懇親会、外部の会議、懇親会への出席、出張をできれば中止、欠席する。
- 法的要件の必要な会合への出席、資格試験、延長講習以外の会合への参加、出張を原則取りやめる。
- 営業拠点や事務所もお客様や一般の方々の入室範囲を限定する内容のお断り文書の掲示を行う。

- 営業拠点や事務所もお客様や一般の方々の入室範囲を限定し、互いに距離をとった対応形態とする。（社員、雇用者以外の事務所への入室原則禁止）。
- 市外からのお客様、メーカーの来訪、訪問についても原則電話やメールで対応し辞退する。
- 延期できる会員会社、店舗主催のイベントは中止する。営業行為も訪問販売は控えめとする。
- 会員事業所に依頼のある修理、保安の確保に伴う作業訪問は、速やかに訪問作業行い、滞在時間をなるべく短くする。
 作業者は、作業前後に手指のアルコール消毒を行い、接触力所のアルコール消毒も実施する。訪問、作業時にマスクは必着、場合によりフェイスシールド、マウスシールドを装着する。

レベル 5

会員内または、そのご家族に発症者、感染者が発生した場合には、三重県LPガス協会に連絡する。

三重県内の複数の市において会員の感染者が発生した場合並びに当協会内で発症者、感染者が発生した場合には、三重県LPガス協会に対策本部を設置する。

当該会員の事務所は、非接触型事務所として陽性感染者は入院または自宅待機、指定出勤者以外は在宅勤務とする。

会員会社社員、販売店の店主やご家族の感染の場合には、自宅待機設定をとる。また、卸元や地域協議会の協力による健常者応援チームと連携して、エネルギー供給のライフラインとしての機能の維持をはかる。

（会員（社員、家族含む）陽性感染者発生時の対応）

- 陽性感染者は保健所の指示に従い即時入院または、自宅待機とする。
- 濃厚接触者は感染検査の結果が出るまで自宅待機とする。
- 社内の消毒を定期的実施する。
- 在宅勤務者には所定賃金の支払い、また自宅待機者には特別休暇の付与等の措置をとる。従業員に体調不良や発熱等の感染症状が見られたときから有給休暇等に切り替え、自宅待機とする。
- 検査の結果、陽性反応が出た感染者は、有給休暇の取得か休業補償となる。

- 会員事業所の店主やご家族が感染した場合については、まず卸取引先に応援を要請する。この時に地域協議会の会長にも連絡し、保安の確保について支障課題があれば打ち合わせを行う。

(勤務体制)

- 取引先卸からの応援は、配送、保安、期限管理、検針について販売店と打ち合わせを行い、お客様のガス切れや保安の確保に支障がないようにする。
- 応援者は、保安の確保を行うと共にお客様対応を行う。前日の業務引継ぎは、ノートなどにより引き継ぐ。検針対応は、十分な打ち合わせを行う。
- 自宅待機の従業員は、発熱、感染していない場合、販売店からの連絡により随時出勤、出勤することもあるが、原則不要不急の外出を禁止し不特定多数の場所への立ち入りは、控える。

(対外対応)

- ガス料金、器具代等支払い以外の全ての来訪者の構内立ち入りをお断わりする。
- 全員の感染検査の陰性が判明した段階で対外的に安全宣言を行う。

レベル 6

国内医療の準崩壊。LPG原料の入手や輸送、バルク配送、戸別配送に混乱が生じる。

- 「緊急事態宣言」の内容に従った、勤務体制、業務対応とする。
- 「緊急事態宣言」に沿った業務対応についての支障事項については、地域協議会や三重県LPG協会に相談する。
- 「緊急事態宣言」対象地区、その周辺地域との人的交流を控える。
- 原料供給のローリー運転手の感染、発症について運送会社や取引先卸元と打ち合わせを行い、健常者による原料輸送の確保を依頼する。
- 配送員の感染により戸別配送が滞る場合、卸元や地域協議会と相談し、ライフライン機能を維持する。
- LPGガスの在庫状況により出荷タイミングがずれ、会員各社（各店）の戸別配送が乱れる可能性がある。その場合、取引先卸からの応援も含めてガス切れのないよう対応を行う。

レベル 7

国内医療体制の崩壊、ガスの供給停止

- 災害の場合には、経済産業省関係法令に基づく中核充填所機能によりLPガスの供給を維持する。緊急事態宣言下においてもその機能は維持されると考える。しかし、国内の原料供給、輸送が感染症の影響により運転手不在となり、輸送が15日以上途絶え、交通網も機能しない場合にはバルク配送や戸別供給の停止を実施せざるを得ない。
- LPガスの供給停止は、市民生活においてあってはならないが、すべての原料供給がストップした場合には容器のガスを使い切ることとなる。
- 当該市と協議の上、市民への事前の広報、病院や老健施設への対応を地域協議会や三重県LPガス協会とともに策定手順に従って行う。

2. 人員体制の見直し

(1) 会員事業所による危機管理の教育と対応強化

- 会員の皆様は、日頃から従業員や取引先卸元と十分話し合って事業者としての危機管理の教育に努め対応を強化する。
- 会員会社、販売店の複数の方に締め日や集金、口座振り込みなどの実情の共有化を図る。
- 会員事業所における発症、感染者発生の場合、販売店の店舗そのものについて消毒などが行われる為、店舗の開設、維持が困難となるケースがある。
顧客データ等の管理は、分かりやすくし、従業員等が持ち出せるようにしておく。

(2) 検針員の発症、感染者発生の場合

- 検針員（店主やご家族含む）の方々が感染し、発症する可能性が高いと考えられる。当面の間は、マスク着用の上、場合によってはフェイスシールドを装着し、ソーシャルディスタンスを確保して、不特定な方々との至近距離での会話を避けるようにする。
- 検針員の欠員については、検針員や販売店店主以外による複数の方が検針ができるような手立てをしておく。推定検針の運用もあるが、文書の配布やクレームの発生等を考慮すると販売店側の人力で当月の検針対応を行わざるを得ないと推測される。

(3) 会員事業所の営業員、保安調査員、修理要員の発症、陽性感染者発生の場合

- 営業面談、機器の取り扱い説明員や保安調査、修理の方々が感染し発症する可能性が高いと考えます。当面の間は、当面の間は、マスク着用の上、場合によってはフェイスシールドを装着し、ソーシャルディスタンスを確保して至近距離での会話を避けるようにする。
- 特に営業面談、機器説明、保安調査の場合は、お客様と十分な距離を置き短時間で対応する。
- 機器の修理は、一次対応は、当該会員店で行い、接触回数を減らす意味でも二次対応はできるだけメーカーで行う。状況によっては、見積りを提示の上、買い替え依頼をする場合もある。その場合、卸店やメーカーの在庫と運送状況を必ず確認する。

※ 「三重県LPガス協会新型コロナウイルス対策ガイドライン」として、令和2年2月28日 第1版 制定配布

※ 「三重県LPガス協会新型コロナウイルス対策ガイドライン」として、令和2年4月15日 第2版 制定配布

※ 「三重県LPガス協会新型コロナウイルス対策ガイドライン」として、令和2年9月1日 第3版 制定配布

感染者報告書【販売店⇒県協会】

年 月 日

一般社団法人三重県LPガス協会 御中

FAX 059-229-4648

E-mail office@mieLPG.or.jp

感染症の種別（○を付けて下さい）

- ・ 新型インフルエンザ
- ・ 新型コロナウイルス
- ・ その他（ ）

必要に応じて地域協議会長へも報告下さい。

No	報告日	感染状況（具体的に記述）	事業運営への影響状況

※ 報告いただきました個人情報については感染症の拡大を防ぐためやLPガス事業運営に資するために使用するものとし、全国LPガス協会等からの上記主旨による問い合わせ以外には個人情報を提供することは有りません。また、個人情報については個人情報保護法に基づき、適正に管理を致します。

会 員 名

報 告 者 名

住 所

電 話 番 号

感染者報告書【販売店⇒県協会】

2020年 4月 24日

一般社団法人三重県LPガス協会 御中

FAX 059-229-4648

E-mail office@mieLPG.or.jp

感染症の種別（○を付けて下さい） 新型インフルエンザ

・ 新型コロナウイルス

・ その他 ()

必要に応じて地域協議会長へも報告下さい。

No	報告日	感染状況（具体的に記述）	事業運営への影響状況
1	2020年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員1名が新型コロナウイルスに感染 ・ 他の従業員2名は自宅待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自店でのガス配送不可、卸元事業者へガス配送を依頼済み ・ 検針、集金は自店にて実施可能

※ 報告いただきました個人情報については感染症の拡大を防ぐためやLPガス事業運営に資するために使用するものとし、全国LPガス協会等からの上記主旨による問い合わせ以外には個人情報を提供することは有りません。また、個人情報については個人情報保護法に基づき、適正に管理を致します。

会 員 名 ○○プロパン株式会社

報 告 者 名 安全 太郎

住 所 津市柳山津興369番地

電 話 番 号 059-227-6238

感染者報告書【県協会⇒全L協】

(第 1 ・ 2 ・ 3 報)

年 月 日

一般社団法人全国LPガス協会 御中

FAX 03-3593-3700

E-mail somu@japanLPg.or.jp

県協会名 一般社団法人三重県LPガス協会

担当者名

- 感染症の種別
- ・ 新型インフルエンザ
 - ・ 新型コロナウイルス
 - ・ その他 ()

地域協議会名	会員事業所数 (a)	従業員等に感染症陽性者が 出ている会員事業所数 (b)	感染症陽性者が出ている 会員事業所の割合 [(b/a) x 100]
桑名			
員弁			
菰野			
朝明			
四日市			
鈴鹿			
亀山			
伊賀			
津			
松阪			
大台			
伊勢			
鳥羽			
志摩			
紀北			
紀南			
合計			
(特記)			

関 係 団 体 等 連 絡 先 一 覧

関 係 官 公 庁 等

経 済 産 業 省 地 方 支 分 部 局	所 在 地	電 話 番 号
		ファックス番号
中部経済産業局資源エ ネルギー環境部燃料課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2781
		052-951-9801
中部近畿産業保安監督 部保安課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0291
		052-951-2762

県 機 関 名	管 轄 範 囲	所 在 地	電 話 番 号
			ファックス番号
防災対策部 消防・保 安課	地域機関の管轄 をまたぐ場合	〒514-8570 津市広明町13	059-224-2183 ----- 059-224-3350
桑名地域防災総合事務所 地域調整防災室	桑名市・いなべ 市・木曽岬町 ・東員町	〒511-8567 桑名市中央町5- 71	0594-24-3821 ----- 0594-24-3795
四日市地域防災総合事務 所 地域調整防災室	四日市市・菰野 町・朝日町・川 越町	〒510-8511 四日市市新正4- 21-5	059-352-0552 ----- 059-352-0553
鈴鹿地域防災総合事務所 地域調整防災室	鈴鹿市・亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5- 117	059-382-9786 ----- 059-382-9792
津地域防災総合事務所 地域調整防災室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446- 34	059-223-5300 ----- 059-227-3170
松阪地域防災総合事務所 地域調整防災室	松阪市・多気 町・明和町 ・大台町	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0503 ----- 0598-50-0618
南勢志摩地域活性化局 地域活性化防災室	伊勢市・鳥羽 市・志摩市・ 度会郡	〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5115 ----- 0596-27-5251
伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室	伊賀市・名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	0595-24-8003 ----- 0595-24-8010

県 機 関 名	管 轄 範 囲	所 在 地	電 話 番 号
			ファックス番号
紀北地域活性化局 地 域活性化防災室	尾鷲市・紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1	0597-23-3407
			0597-23-2130
紀南地域活性化局 地 域活性化防災室	熊野市・御浜 町・紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町 371	0597-89-6105
			0597-89-6107

市 町 名	担当課	電 話 番 号
桑名市	防災・危機管理課	0594-24-1185
いなべ市	防災課	0594-86-7746
木曾岬町	危機管理課	0567-68-6101
東員町	環境防災課危機管理室	0594-86-2824
四日市市	危機管理室	059-354-8119
菰野町	総務課安全安心対策室	059-391-1102
朝日町	防災保全課	059-377-5610
川越町	総務課	059-366-7113
鈴鹿市	危機管理部 防災危機管理課 防災G（又は危機管理G）	059-382-9968
亀山市	防災安全課 防災安全G	0595-84-5035
津市	危機管理課	059-229-3281
	防災室	059-229-3104
松阪市	防災対策課	0598-53-4313
多気町	総務課	0598-38-1111
明和町	総務防災課	0596-52-7110
大台町	総務課	0598-82-3781

市 町 名	担当課	電 話 番 号
伊勢市	危機管理部 危機管理課	0596-21-5523
	危機管理部 防災施設整備課	0596-21-5574
鳥羽市	総務課 防災危機管理室	0599-25-1118
志摩市	総務部 地域防災室	0599-44-0203
玉城町	総務政策課 防災対策室	0596-58-8200
南伊勢町	防災安全課	0599-66-1704
大紀町	防災安全課	0598-73-3318
度会町	みらい安心課	0596-62-2424
伊賀市	総合危機管理課	0595-22-9640
名張市	危機管理室	0595-63-7271
尾鷲市	防災危機管理課	0597-23-8118
紀北町	危機管理課	0597-46-3114
	海山総合支所総務室	0597-32-3901
熊野市	防災対策推進課（紀和支所防災担当） 地域振興課	0597-89-4111
御浜町	総務課	05979-3-0505
紀宝町	総務課防災対策室	0735-33-0335

関 係 団 体
(L P ガ ス 等)

関係団体名称	所 在 地	電 話 番 号
		ファックス番号
一般社団法人三重県LPガス協会	〒514-0803 津市柳山津興369番地の2	059-227-6238
		059-229-4648
一般社団法人愛知県LPガス協会	〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目1-70 (TANAKA名古屋ビル5階)	052-261-2896
		052-261-2898
一般社団法人岐阜県LPガス協会	〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目11-11 (エル ピージー会館)	058-274-7131
		058-274-8990
一般社団法人石川県エルピーガス協会	〒920-8203 金沢市鞍月2丁目3 (石川県鉄工会 館3F)	076-254-0634
		076-254-0644
一般社団法人富山県エルピーガス協会	〒930-0004 富山市桜橋通り6-13 (富山フコク 生命第1ビル4F)	0764-41-6993
		0764-41-6996
一般社団法人全国LPガス協会	〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6 (共栄火災 ビル7F)	03-3593-3500
		03-3593-3700
中部地区エルピーガス 連合会	〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目1-70 (TANAKA名古屋ビル5階)	052-261-2896
		052-261-2898
一般社団法人日本コ ミュニティガス協会	〒105-0012 東京都港区大門1-1-30 (芝NBFタ ワー1F)	03-3504-1896
		03-3504-1898
一般社団法人日本コ ミュニティガス協会 東海支部	〒460-0022 名古屋市中区金山1-2-4 (ID-AREA ビル5階)	052-339-4033
		052-339-4010
高圧ガス保安協会	〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 (ヒュー リック神谷町ビル)	03-3436-6100
		03-3438-4163
高圧ガス保安協会試験 センター	〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 (ヒュー リック神谷町ビル)	03-3436-6106
		03-3436-0688
高圧ガス保安協会 中 部支部	〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 (名古屋商 工会議所7F)	052-221-8730
		052-204-1308

関係団体名称	所在地	電話番号
		ファックス番号
三重県高圧ガス安全協会	〒510-0855 四日市市馳出町3丁目29（親和ビル2F）	059-346-1009
		059-346-1521
三重県高圧ガス地域防災協議会	〒510-0855 四日市市馳出町3丁目29（親和ビル2F）	059-346-1009
		059-346-1521
一般財団法人エルピーガス振興センター	〒105-0001 東京都港区西新橋3-5-2（西新橋第一法規ビル5F）	03-3507-0041
		03-3507-0048
L P ガス安全委員会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3-9（住友新虎ノ門ビル6）	03-3436-6108
		03-3438-4163
日本L P ガス協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1（郵政福祉琴平ビル4）	03-3503-5741
		03-3580-7776
一般社団法人日本ガス協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12（日本ガス協会ビル）	03-3502-0111
		03-3502-0117
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4（虎ノ門鈴木ビル3F）	03-5777-6167
		03-5777-6168
一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会	〒105-0004 東京都港区新橋5丁目20番4号（新虎サウスビル3F）	03-5777-1974
		03-5777-1985
一般社団法人日本溶接容器工業会	〒105-0001 東京都港区芝公園1-7-8（I Tビル3F）	03-3501-3526
		03-3501-3536
日本高圧ガス容器バルブ工業会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-27-13	03-3555-0827
		03-3555-0827
日本ガスメータ工業会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-13（虎ノ門上野ビル4F）	03-3504-8021
		03-3504-8022
一般社団法人日本ガス石油機器工業会	〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-11（ガス石油機器会館）	03-3252-6101
		03-3252-6105
ガス警報器工業会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-4（アーバン虎ノ門ビル4F）	03-5157-4777
		03-3597-2717

関係団体名称	所在地	電話番号
		ファックス番号
一般財団法人日本ガス機器検査協会	〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-10(JIAビル)	03-5512-7921
		03-5512-7923
一般財団法人全国LPガス保安共済事業団	〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6(共栄火災ビル9F)	03-3593-8071
		03-3593-8074
一般社団法人全国LPガス卸売協会 中部地方本部	〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目1-70(TANAKA名古屋ビル5階)	052-261-2896
		052-261-2898
一般社団法人全国LPガススタンド協会 東海北陸地方本部	〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目1-70(TANAKA名古屋ビル5階)	052-261-2896
		052-261-2898

関係団体
(その他)

関係団体名称	所在地	電話番号
		ファックス番号
一般財団法人全国中小企業共済財団	〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目4-12(平河町センタービル4F)	03-3264-1511
		03-3239-1978
三重県環境生活部交通安全消費生活課	〒514-0004 津市栄町1丁目954(三重県栄町庁舎3F)	059-224-2400
		059-224-3372
三重県雇用経済部計量検定所	〒514-0003 津市桜橋3丁目446-34	059-223-5071
		059-223-5073
三重県消費生活センター	〒514-0004 市栄町1丁目954(三重県栄町庁舎3F)	059-228-2212
		059-224-3372
三重県中小企業団体中央会	〒514-0004 津市栄町1丁目891(三重県合同ビル6F)	059-228-5195
		059-228-5197
一般社団法人日本ゴム工業会	〒107-0051 東京都港区元赤坂1-5-26(東部ビル2F)	03-3408-7101
		03-3408-7106
一般財団法人日本エネルギー経済研究所 石油情報センター	〒104-8581 東京都中央区勝どき1-13-1(イヌイビル・カチドキ11F)	03-3534-7411
		03-3534-7422

業 界 新 聞 社

業 界 新 聞 社 名 称	所 在 地	電 話 番 号
		ファックス番号
株式会社石油化学新聞 社名古屋支局	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-38-1(星 光桜橋ビル5F)	052-566-2290
		052-566-2291
株式会社石油産業新聞 社中部支局	〒453-0015 名古屋市中村区則武2-26-15(マン ション則武311号)	052-452-1206
		052-452-0334
産業報道出版株式会社 東海支局	〒464-0075 名古屋市中村区山3-10-17(今池 セントラルビル)	052-735-0484
		052-735-0577
株式会社燃料油脂新聞 社名古屋支局	〒450-0002 名古屋市中村区名駅5-4-14(花車 ビル北館3F)	052-582-5826
		052-561-3230

(メモ)

(メモ)

(メモ)

(メモ)